

【平成 18 年 4 月 1 日～6 月 22 日】

行政改革推進本部（法律設置）本部長決定（6 月 27 日）へ

行政減量・効率化有識者会議について

平成 18 年 1 月 23 日
行政改革推進本部長決定
平成 18 年 4 月 1 日
一部改正

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要方針」という。）に基づき、以下のとおり決定する。

- 1 「独立行政法人に関する有識者会議」を、「行政減量・効率化有識者会議」（以下、「会議」という。）に改組する。
- 2 会議は、当本部の求めに応じ、次の事項について検討を行うこととする。
 - （1）重要方針 2（1）イ及びウに定める独立行政法人の見直しその他の独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する事項
 - （2）重要方針 4（1）ア（ア）に定める国の行政機関の定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しに関する事項
 - （3）特殊法人等整理合理化計画に基づいて講ぜられる措置に係る重要事項
- 3 会議には、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 4 会議の庶務は、総務省等の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。